

京都市告示第67号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、社会福祉法人京都社会事業財団を京都市公金収納受託者とし、京都市桂川福祉ホームの使用料の徴収及び収納事務を委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本 頼兼

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)